

令和7年度 国分寺市立第三小学校 『学校いじめ防止基本方針』

【基本理念】 ～ いじめを生まない、許さない学校づくり

I いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。【いじめ防止対策推進法】では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定めている。つまり「行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合はいじめに該当する」と捉えることができる。

本校では、「いじめは、どこの学校・どの学級でも起こりえるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、本校の児童全員が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするために、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 具体的な取組

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌をつくる～

（１）子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ・ 1日を通して、担任は全ての児童と1回以上の会話をするよう努める。
- ・ 休み時間や朝の時間に、クラスみんなで遊ぶ機会を設定し、教師と児童、児童相互の信頼関係を構築する。
- ・ 話し合い活動や学級会活動を工夫して、安心して考えを発言し合える雰囲気をつくる。
- ・ 特別活動を通して一人一人が活躍できる場を設定し、学級の絆づくり、児童の居場所づくりに努める。
- ・ 必要に応じて、学年集会を行い、学年全体での指導を行う。
- ・ 日常的に教室環境を整備することを徹底する。
- ・ 休み時間には日直が校内を巡回し、児童の様子や校内の点検を行い、異常等の早期発見に努める。
- ・ 授業の始まりや終わりのあいさつを徹底し、けじめを付ける。
- ・ 話を聞く態度や話し方を指導し、学習規律を身に付けさせる。
- ・ 基礎的・基本的事項を習得させ、全ての児童が分かる授業を行う。
- ・ 5年児童全員がスクールカウンセラーと面談を行い、相談しやすい関係を作る。

（２）教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ・ ふれあい月間には、「個人シート」や「学校シート」を活用してPDCAサイクルによる評価・改善を行い、いじめ防止対策をより実効的なものとする。そのために、研修を通してよい実践を共有したり、自らを振り返ったりする機会をもつ。
- ・ 年度当初に研修を行い、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ・ 「いじめに関する研修」を年3回行う。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」の役割の明確化を図るとともに、いじめアンケート実施後、その結果を基に会議を開催し、教職員間で共通理解を図る。

（３）いじめを許さない指導の充実

- ・ 道徳の授業をはじめ、全ての教育活動を通して、いじめを「しない」「させない」「許さない

い」という態度を育てる。

- ・ 道徳の授業で全学年において、年に3回以上内容項目「生命の尊さ」の授業を行い、相手の気持ちになって考えようとする態度を育てる。また、ふれあい月間には、「命の大切さ」や「親切、思いやり」に関する指導を行う。
- ・ 5年生では、「いじめ防止」に関する弁護士会による出前授業を毎年1学期に行う。
- ・ 「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用し、児童が適切な援助希求行動ができるようにする。
- ・ インターネット等によるいじめの防止のため、タブレット端末を活用した学習やセーフティ教室等で情報モラル教育を行う。
- ・ 朝の会や学活等で「国分寺子どもeルール」や「SNS三小ルール」を活用し、eルールの確認と徹底を図る。
- ・ 「児童会・生徒会いじめ防止フォーラム」で制定された国分寺5カ条のポスター「STOP いじめ！国分寺5カ条」のポスターを各学級に掲示し、年度初めに各学級で確認し、周知する。
- ・ 東京都の人権課題の一つである「子供」に含まれる、いじめについて考えさせることで、児童同士のいじめに対する意識を向上させるとともに児童が安心して学校生活が送れるようにする。
- ・ 人権週間に「いじめ」についての理解を深める指導を行う。
- ・ 教科担任制による指導により、学級担任だけでなくより多くの教員が児童と関わりをもち、きめ細かな指導や声掛けを行い、児童に安心感を与えると同時に、いじめを事前に防止できるように見守っていく。

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ・ 自分の考えや意見を発表したり、話し合ったりする場面を設定し、一人一人の児童の考えが生かされる授業を行う。
- ・ 異学年交流（たてわり班）活動を通して、友達と積極的に関わる態度を育てるとともに、社会性や協調性を身に付けさせる。また、他学年と交流を深めることにより、他学年への思いやりや敬意をもつ心を育てる。
- ・ 毎学期1回、代表委員会による「あいさつ運動」を行う。
- ・ 各委員会活動で年に1回以上、いじめの未然防止のための取組を行う。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 保護者会や授業参観、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。セーフティ教室等を活用し、情報モラルについて保護者への啓発も行う。
- ・ 必要に応じて個人面談を行い、児童の様子について情報を共有する。

2 いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

	管理職	生活指導主任 ・生活指導部	学級担任	専科	養護教諭	SC、SW 等
日常の観察	・朝の挨拶時 や児童観察 時、休み時間 には積極的に 関わる。	・気になることが <u>あれば、生活指導 夕会で共有し、未 然防止に努める。</u>	・朝の健康観察、 休み時間や放課 後。給食や清掃時。 グループ活動や学 習時。 ・1日1回以上会話 するよう努める。	・朝、昇降口で の挨拶。 ・授業中や休み 時間の児童との 交流。 ・1年生給食指 導時。	・保健室来室時。 ・出欠の報告。	・授業の参観。 ・学級担任、 特別支援コー ディネーター との情報交 換。
連絡帳や日 記、生活ノー ト等の活用			・児童や保護者と の連絡を密に取り、信頼関係を築く。		・児童や保護者 との連絡を密に取り、信頼関係を築く。	
教育相談	・いじめ相談 の窓口となる。 ・児童や保護 者等にいじめ 相談の窓口について周知する。	・各学年の状況を 把握し、生活指導 部会で報告・共有 をする。	・気になる内容に ついては、家庭と 連絡を取り合い、 必要に応じて、面 談や家庭訪問を実施する。			・希望する児童 や保護者との面談を行う。 ・1学期中に 5年生全員と 面談を行う。 ・5年の保護 者向けに「面 談希望申し込み」プリント を配布する。
いじめ アンケート	・いじめアンケートより、 いじめの疑いがある場合、 いじめ防止対策委員会で検討する。	・いじめアンケートについて周知し、 実施準備と取りまとめを行う。	・いじめアンケートを年3回（6月、 11月、2月）実施。 ・アンケート結果より、聴き取りを行う。	・アンケート結果より、必要に 応じて聴き取りを行う。	・アンケート結果より、必要に 応じて聴き取りを行う。	・必要に応じて、個人面談 を行う。
いじめ防止 研修の実施	・いじめ防止 研修を年3回 実施する。	・「学校いじめ防止基本方針」の読み合わせを通して内容を確認するとともに 各学年での取組状況報告を行い、いじめ問題に対する対応力を高める。				
保護者・ 地域	・学校便り、学年だより、学級だよりを活用して、情報がある場合は速やかに学校に伝えるような呼びかけを定期的に行う。					・保護者会での職務内容について説明。 ・面談等での聴き取り。

3 いじめに対する早期対応（措置） ～迅速かつ組織的な対応～

いじめ防止対策推進法（第 22 条）に基づく「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として、「いじめ防止対策委員会」を位置付け、いじめの未然防止・早期対応の充実に向けた協議を行う。

（１）組織の構成

名称： 『いじめ防止対策委員会』

《メンバー》

○校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、その他関係職員

※ 必要に応じて、次にあげる「校外」の者をメンバーに加える。

○スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、関係諸機関の助言者 等

（２）組織の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめの未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

（３）組織の責務

- ① 日常の児童観察及び定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組を整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者と学校または保護者同士の争いが起きることがないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有する。
- ⑥ 関係児童及び保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関の指導・助言を得る。

（４）いじめ問題の対応の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童や加害児童、その他事情を知っている児童等の聴き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ 周囲の児童への聴き取り等は、各児童の置かれている状況を踏まえ、それぞれの気持ちに配慮する。他の児童の目にふれないよう、聴き取りの時間や場所を配慮する。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童及び保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
- ⑤ いじめられた児童の心のケアが必要な場合は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

4 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項では、「重大事態」について以下の様に規定されている。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

その場合は、適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行うものとしている。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たるとしている。

	留意点
被害児童の保護	・複数の教員が被害児童を見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を徹底する。 ・管理職、担任、専科教員、養護教諭は被害児童との関わりをさらに深める。 ・スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底するほか、SCによる授業参観を積極的に実施する。 ・スクールソーシャルワーカーは家庭訪問を通じ、被害児童の家庭状況の把握と支援を行う。 ・被害児童、保護者に対して、必要に応じて心のケアを行う。
加害児童への働きかけ	・加害児童の保護者と管理職との面談を実施する。 ・被害児童と保護者に対して、加害児童、保護者が謝罪する場を設ける。または、被害児童の自宅への訪問を行う。 (管理職、担任、加害児童、保護者) ・加害児童への指導を継続的行っても、改善が見られない場合は、校長による訓告を実施する。 ・被害児童に対して犯罪行為が行われたと疑われる場合、警察に相談、通報を行う。 ・加害児童、保護者に対して、必要に応じて心のケアを行う。 ・必要に応じて、加害児童に対し、被害児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。
教育委員会への報告、関係機関との連携	・市教育委員会へ報告し、指示を受け対応する。 ・必要に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所等に通報、相談する。
保護者、地域との連携	・国分寺市いじめ防止審議会との連携の下、臨時保護者会を開催し、個人情報に配慮の上、事案の状況、学校の対応について説明する。

平成26年3月策定
令和6年2月改訂
令和6年4月改訂
令和7年1月改定